

東通原子力発電所 1 号機における 「敷地造成計画の概要」および「プラント審査準備の状況」について

2 0 2 5 年 8 月 1 8 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所 1 号機における「敷地造成計画」の概要について

- 基準津波に対する裕度を積み増しするための自主的な取り組みである「敷地造成」について、今年6月の審査会合で、「敷地造成計画」および「基準津波の再評価方針」について説明を行い、概ねご理解いただいている。
- 基準津波は発電所敷地の北側および南側が高くなる傾向であることを踏まえ、敷地の北側と南側をそれぞれ現行のT.P.+13.0mからT.P.+17.0mに造成し、基準津波（T.P.+12.1m※）に対する裕度を積み増す。

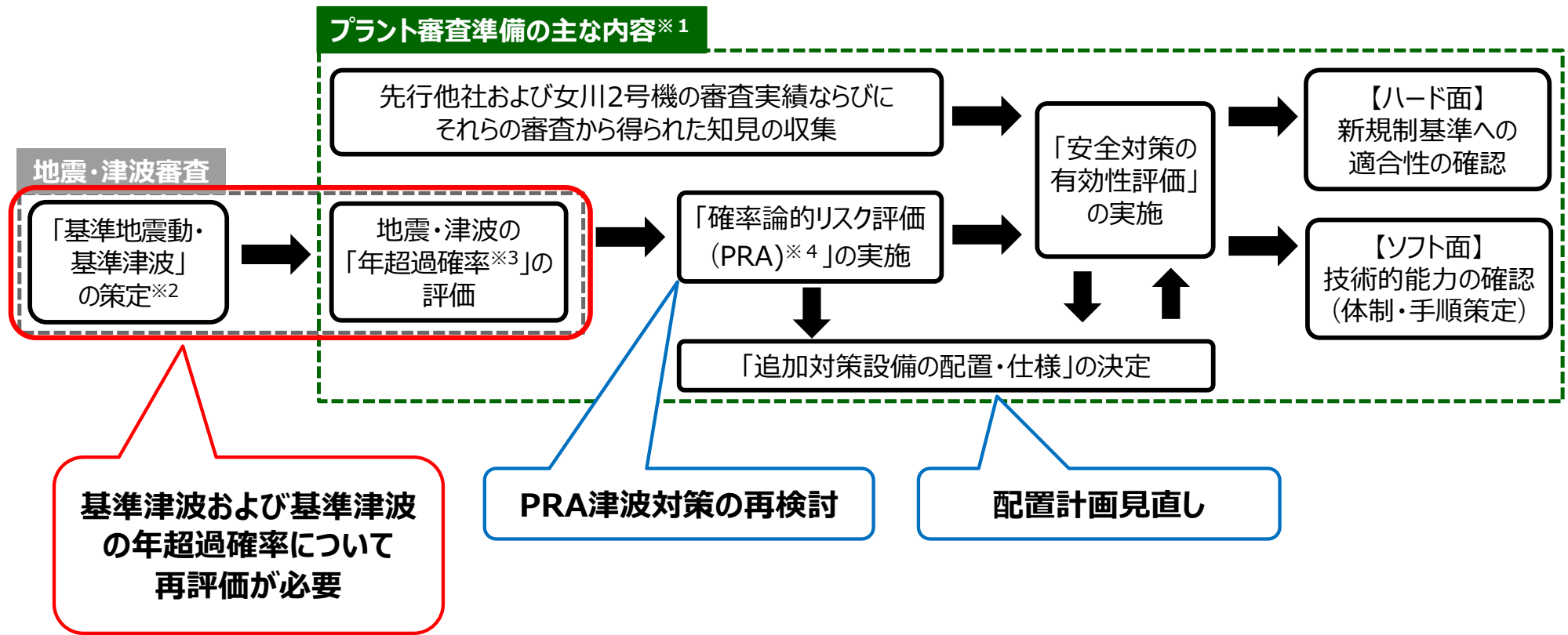
※現在は、基準津波の再評価を進めており、再評価結果について次回の審査会合で説明することとしている。



出典: 国土地理院Globeデータ(航空写真)に一部加筆

注) 2025年6月27日
「第1344回 原子力発電所の
新規制基準適合性に係る
審査会合」資料より抜粋

- 敷地造成計画および基準津波の再評価方針について、今年6月の審査会合で概ねご理解いただいた状況を踏まえ、現在、基準津波の再評価を進めている。
- 今後、基準津波の再評価に併せて、基準津波の年超過確率についても再評価が必要となる。
- プラント審査準備を進めるうえでの前提となる、基準津波および基準津波の年超過確率が変えることから、PRA津波対策の再検討や配置計画の見直しなどのプラント審査準備に更に1年半程度の期間が必要な状況。



※1:本内容(SA対策)に加えて、「地震」及び「火災」等への設備対策についても検討が必要

※2:基準地震動は24年3月8日に、基準津波は同年2月9日に概ね審査済

※3:基準地震動・基準津波を超える地震動・津波が発生する1年あたりの確率。地震動年超過確率は24年8月30日に、津波年超過確率は同年7月19日に概ね審査済

※4:安全対策が有効に機能することを評価（有効性評価）するために、その前段として、重大事故に至る可能性のある事故シナリオの抽出・評価を行うこと